

株主各位

大阪府中央区北浜三丁目5番29号

**株 式 会 社**    **パ   ル**

代表取締役社長 井 上 隆 太

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月24日（火曜日）の午後6時30分（当社営業終了時刻）までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年5月25日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 大阪府中央区本町四丁目1番52号（北御堂下）  
大阪会館 1階Aホール（末尾のご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第44期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）  
事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役8名選任の件  
第5号議案 監査役1名選任の件  
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、株主総会の前日までに修正が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（アドレス <http://www.palgroup.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績に対応した配当を行うことを基本とし、併せて安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の一層の強化と今後の積極的な事業展開に備えて内部留保の充実も勘案して剰余金の配当を決定しております。この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、株主の皆様への日頃のご支援にお応えするため、普通株式1株当たり、前事業年度比5円増配して、70円とさせていただきますと存じます。

### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき70円 総額 1,539,948,830円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日（第44期期末配当金の支払開始日）  
平成28年5月26日

## 第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

昨今のわが国経済は、政府の景気対策等により緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費は、依然弱含みの状況が続いています。また、我々のアパレル業界を取り巻く環境は、地球温暖化の影響による季節感の喪失、夏・冬のセール期間での販売不振、主力購買層の若者から大人への移行などに加え、中国をはじめとするアジア各国での人件費の高騰や急激な円安による影響から、製造コストの大幅アップに直面するなど、非常に厳しい課題を、次々と突きつけられている状態です。

このような状況下において、当社は更なる成長のため、より一層の経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。今後は、グループ内での衣料事業の統廃合を含め、一層の効率性の向上に向けた対応を実施していく所存です。

また、各事業会社の経営を有為な人材に担わせることにより、次世代の経営人材を育成するとともに、グループの企業価値をさらに向上させるため、新たな成長分野に対して積極的にグループ経営資源の配分を行ってまいります。

以上の目的から、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件とし、平成28年9月1日（予定）をもって、当社の営む衣料・雑貨事業を当社

100%子会社である株式会社パル分割準備会社（平成28年9月1日をもって「株式会社パル」に商号変更予定。以下「承継会社」という。）に、吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書

株式会社パル（以下「甲」という。）及び株式会社パル分割準備会社（以下「乙」という。）は、グループ管理事業以外の全ての事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社パル

住所：大阪市中央区北浜三丁目5番29号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社パル分割準備会社

住所：大阪市中央区北浜三丁目5番29号

#### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

#### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金      | 90百万円                   |
| (2) 資本準備金    | 25百万円                   |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金    | 0円                      |
| (5) その他利益剰余金 | 0円                      |

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成28年9月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年4月12日

（甲） 大阪市中央区北浜三丁目5番29号  
株式会社パル  
代表取締役社長 井上 隆太 ㊟

（乙） 大阪市中央区北浜三丁目5番29号  
株式会社パル分割準備会社  
代表取締役社長 井上 隆太 ㊟

(別紙)

## 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年2月29日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

#### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、商品、前渡金、前払費用、未収入金、立替金、繰延税金資産、その他の流動資産等

#### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

建物、器具備品、リース資産、資産除去資産、長期貸付金、長期前払費用、繰延税金資産、その他の投資等

### 2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

#### (1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

支払手形、買掛金、未払金、未払費用、リース債務、預り金、賞与引当金、短期資産除去債務、その他流動負債等

#### (2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期未払金、長期リース債務、退職給付引当金、未払リース資産減損、長期資産除去債務等

### 3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（賃貸借契約を除く。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なものうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

#### (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以 上

### 3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 分割対価の相当性に関する事項

当社及び承継会社は、持株会社体制移行に伴う会社分割にあたり、当社が承継会社の普通株式1,800株の交付を受けることといたしました。当社と承継会社が完全親子会社関係にあること等に照らして、相当であると判断しております。

また、本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債の額に照らして相当な額であると判断いたしました。

- ① 資本金：90百万円
- ② 資本準備金：25百万円

#### (2) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、平成28年4月1日に成立した会社であるため、確定した最終年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10,000	株主資本	10,000
現金及び預金	10,000	資本金	10,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

#### (3) 承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

承継会社には、会社成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

#### (4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、第2号議案「持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成28年9月1日（予定）をもって、衣料、雑貨に関する事業を吸収分割の方法により、当社100%子会社に承継させ、持株会社となります。このため、従前の事業持株会社から持株会社へと経営組織を変更することに伴い、商号及び事業目的並びにその他文言を変更するものであります（現行定款第1条及び第2条）。併せて、平成28年9月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本変更につきましては、第2号議案が承認されること、及び吸収分割の効力が発生することを条件としております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社は株式会社 <u>パル</u> と称し、英文では <u>PAL CO., LTD.</u> と表示する。	第1条（商号） 当社は株式会社 <u>パルグループホールディングス</u> と称し、英文では <u>PAL GROUP Holdings CO., LTD.</u> と表示する。
第2条（目的） 当社は、 <u>次の事業を営む</u> ことを目的とする。  1. <u>紳士服、婦人服、子供服、中衣類</u> その他衣類の製造、販売及び輸出入 2. <u>靴、ベルト、かばん、袋物、装身具</u> の製造、販売及び輸出入 3. <u>和服、和装小物類</u> の製造、販売及び輸出入 4. <u>日用品、家庭用品、事務用品</u> の製造、販売及び輸出入 5. <u>家具、インテリア用品、観葉植物、美術工芸品、民芸品</u> の製造、販売及び輸出入	第2条（目的） 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。  (1)～(16)（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>6. 化粧品、化粧用雑貨、美容器具の製造、販売及び輸出入</p> <p>7. スポーツ用品、娯楽用品、玩具の製造、販売及び輸出入</p> <p>8. 衣服、靴、服飾雑貨に関するリメイク、リフォーム、修理及びクリーニング等各種サービス</p> <p>9. 古物販売</p> <p>10. 有価証券への投資及び運用</p> <p>11. 軽食の調理及び販売並びに喫茶店、レストラン及びパブの経営</p> <p>12. 菓子、パン類、清涼飲料、コーヒー・茶、酒類その他飲食料品の販売及び輸出入</p> <p>13. 旅館、ホテルの経営</p> <p>14. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介</p> <p>15. 労働者派遣事業</p> <p>16. 前各号に付帯する一切の業務 (新 設)</p> <p>第3条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(1)～(16) (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条(商号)、第2条(目的)の変更は、平成28年9月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

#### 第4号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役全員8名は、任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の 株数
1	井上英隆 (昭和10年9月13日生)	昭和48年10月 当社設立 代表取締役社長 平成20年5月 当社代表取締役会長（現任）  重要な兼職の状況 ・株式会社スコッチ洋服店 代表取締役社長 ・英・インターナショナル株式会社 代表取締役社長 ・株式会社ナイスクラブ 取締役会長 ・株式会社パレリー 代表取締役会長 ・ジェネラル株式会社 代表取締役会長 ・株式会社倉敷スタイル 代表取締役会長	株  517,036
2	井上隆太 (昭和40年6月8日生)	平成元年4月 帝人株式会社入社 平成7年5月 当社入社 平成7年5月 当社取締役 平成19年3月 当社専務取締役 平成20年5月 当社代表取締役社長 平成23年3月 当社代表取締役社長（業務推進本部長）（現任）  重要な兼職の状況 ・株式会社Rスコッチ 代表取締役社長 ・株式会社ナイスクラブ 取締役 ・PAL HOLDINGS (SINGAPORE) PTE. LTD. 代表者 ・帕璐（上海）商貿有限公司 代表者	1,924,668

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	まつ お 尾 いさむ 勇 (昭和22年4月20日生)	昭和40年4月 株式会社新南海ストア入社 昭和48年10月 当社入社 昭和58年3月 当社取締役 昭和60年4月 当社常務取締役 昭和63年4月 当社専務取締役 平成12年4月 当社取締役 平成19年3月 当社専務取締役 平成21年5月 当社取締役副社長 平成25年5月 当社取締役兼執行役員副社長（店舗開発本部長） (現任)  重要な兼職の状況 ・株式会社P.M. フロンティア 代表取締役社長	株  14,432
4	あり みつ やす じ 有 光 靖 治 (昭和9年4月23日生)	昭和28年4月 帝人株式会社入社 昭和47年8月 株式会社帝人ウインクル出向 取締役管理本部長 昭和61年12月 帝人ワオ株式会社出向 取締役管理本部長 平成6年12月 帝人セントラル興産株式会社入社 平成10年3月 当社入社 平成10年4月 当社取締役 平成19年3月 当社常務取締役 平成23年5月 当社取締役副社長 平成25年5月 当社取締役兼執行役員副社長（内部監査室長、兼管理本部管掌）（現任）	36,984
5	しょう じ じゅん いち 小 路 順 一 (昭和38年4月4日生)	昭和61年3月 当社入社 平成13年5月 当社取締役 平成19年3月 当社専務取締役 平成25年5月 当社取締役兼専務執行役員（営業本部長、兼第六事業部長）（現任)  重要な兼職の状況 ・株式会社ナイスクラブ 代表取締役社長 ・株式会社マグスタイル 代表取締役社長	50,568

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	おお 谷 和 正 (昭和28年3月13日生)	昭和45年4月 株式会社メンズショップフタバ入社 昭和55年5月 当社入社 平成6年4月 当社取締役 平成11年4月 当社常務取締役 平成12年4月 当社取締役 平成19年3月 当社専務取締役 平成25年5月 当社取締役兼専務執行役員（GMD、兼開発事業部長）（現任）	株  39,438
7	こ 児 島 宏 文 (昭和35年11月30日生)	昭和58年3月 当社入社 平成13年5月 当社取締役 平成22年5月 当社常務取締役 平成25年5月 当社常務執行役員 平成27年5月 当社取締役兼常務執行役員（第一事業部長、兼第五事業部長）（現任）	30,168
8	ひ 樋 口 久 幸 (昭和14年8月18日生)	昭和33年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 平成2年4月 同行梅田支店長 平成6年8月 同行退職 レッキス工業株式会社専務取締役 平成7年4月 REX INTERNATIONAL U. S. A., INC CEO 平成8年3月 蘇州力克士機電工業有限公司会長 平成12年5月 当社監査役（社外） 平成16年6月 レッキス工業株式会社取締役会長 平成20年5月 当社取締役（社外）（現任） 平成22年7月 レッキス工業株式会社取締役相談役 平成26年6月 同社退職	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 樋口久幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、平成12年5月から8年間当社社外監査役を務め、また、平成20年5月から本定時株主総会終結の時をもって8年間当社社外取締役に就任しております。同氏は、金融知識の他、会社経営者としての経験も豊富なことから、社外取締役として適時適切な助言をいただけるものと判断しております。
3. 樋口久幸氏は、金融商品取引所（株式会社東京証券取引所）の定めに基づき届け出た独立役員であります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役若杉洋一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
わか すぎ よう いち 若 杉 洋 一 (昭和41年8月2日生)	<p>平成6年4月 大阪弁護士登録 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所</p> <p>平成13年4月 同事務所パートナー</p> <p>平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員（現任）</p> <p>平成20年5月 当社監査役（社外）（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 ・ 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所社員）</p>	株       —

(注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 若杉洋一氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、平成20年5月から本定時株主総会終結の時をもって8年間当社社外監査役に就任しております。同氏は、弁護士として企業法務や企業再建実務に詳しく、その専門的な見地から、社外監査役として、適時適切な助言をいただけるものと判断しております。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成27年5月27日開催の第43回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役岡本好正氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数が欠ける場合に備えて、補欠監査役として、小川憲久氏の選任をお願いするものであります。

また、本決議の有効期間は、次回定時株主総会の開始の時までとし、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議をもって取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
おがわのりひさ 小川憲久 (昭和26年1月7日生)	昭和54年4月 第二東京弁護士会登録 柏木・清塚法律事務所入所	株
	昭和62年10月 小川憲久法律事務所長	
	平成6年12月 紀尾井坂法律特許事務所（現 紀尾井坂テーミス 総合法律事務所）パートナー（現任）	—
	平成10年4月 株式会社ナイスクラブ監査役	
	平成28年4月 同社監査役を退任	

- (注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小川憲久氏は、当社子会社である株式会社ナイスクラブの社外監査役として、平成10年4月から平成28年4月までの通算18年間同社の監査に貢献されました。また、同氏は、山九株式会社（東証1部）をはじめとする上場企業の社外監査役を努められ、経験も豊富なことから、適時適切な助言をいただけるものと判断しております。
3. 小川憲久氏は、社外監査役候補者であり、且つ金融商品取引所（株式会社東京証券取引所）の定めに基づく独立役員候補者であります。

以上



## 株主総会会場 ご案内略図

会場 大阪市中央区本町四丁目1番52号（北御堂下）  
大阪会館 1階Aホール



### <交通アクセス>

地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車2番出口北に徒歩1分

地下鉄御堂筋線「梅田駅」より約5分

地下鉄御堂筋線「新大阪駅」より約12分

目印は津村別院（北御堂）

津村別院の1階のスペースです。

- ◎お願い 会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
また、紙資源節約のため、本招集通知及び第44期報告書をご持参くださいますようお願い申し上げます。